

## あきた治験ネットワーク 診療領域グループ 規程

### (趣旨)

第1条 この規程は、あきた治験ネットワーク規約第7条第2項の規定に基づき、あきた治験ネットワーク診療領域グループ（以下「診療領域グループ」という。）の組織及び運営について定めるものとする。

### (設置)

第2条 治験ネットワークで治験・臨床研究が実施可能な診療領域について、治験ネットワーク運営委員会の承認を得て、診療領域グループを設置する。

### (名称)

第3条 診療領域グループの名称は、その診療領域等に相応した名称を付するものとする。

### (所管事項)

第4条 診療領域グループは、次の各号に掲げる事項を所掌する。

- (1) 治験依頼者（依頼予定者を含む。以下同じ。）との対応等に関する事項
- (2) 治験・臨床研究の実施に関する事項
- (3) 治験・臨床研究の情報交換・共有に関する事
- (4) その他治験・臨床研究の受託、実施等に必要な事項

### (組織)

第5条 診療領域グループは、次の各号に掲げる者（以下「構成員」という。）をもって組織する。

- (1) 診療領域グループに登録された診療科等に所属する医師
- (2) その他必要と認められる者

### (グループリーダー)

第6条 診療領域グループにグループリーダーを置く。

- 2 グループリーダーは、治験ネットワーク事務局長の推薦により、運営委員会委員長が委嘱する。

### (登録)

第7条 治験ネットワーク参加医療機関は、当該医療機関に設置している診療科のうち、治験・臨床研究が実施可能な診療科を診療領域グループに登録することができる。

2 診療領域グループに登録しようとする医療機関は、別に定める様式により、治験ネットワーク事務局に届け出るものとする。

(廃止)

第8条 診療領域グループを廃止する時は、グループリーダーが運営委員会委員長に申し出、承認を得るものとする。

(雑則)

第9条 この規程に定めるもののほか、診療領域グループの運営に関し必要な事項は、グループリーダーが別に定める。

(庶務)

第10条 診療領域グループの庶務は、治験ネットワーク事務局及びグループリーダーが所属する医療機関において処理する。

附 則

- 1 この規程は、平成22年3月2日から施行する。
- 2 あきた治験ネットワーク設立時に設置する診療領域グループ及びグループリーダーにあっては、この規程に規定する手続を経たものとみなす。
- 3 この規程は、平成29年6月22日から施行し、平成29年4月1日から適用する。